

あたごふれあい人権文化センターだより 2023年10月1日発行

発行:あたごふれあい人権文化センター

住所:〒682-0846

鳥取県倉吉市鴨河内1818-2 電話:0858-28-5440 (FAX兼) E-Mail:atago@ncn-k.net

キャッシャキン (佐子ル 4) カーギャル

あたごふれあい人権文化センターだより 「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を

お寄せください。

ハンセン病問題を知る

先月号に引き続きハンセン病問題について、同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題から何を学ぶべきか考えていきましょう。

隔離政策がなくなった今も苦しみは続いている

《ハンセン病患者を長年苦しめてきた法律の廃止と元患者たちによる国家賠償請求訴訟》

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策はようやく終わりました。その後、平成10年(1998年)に隔離政策を進めてきた国の責任を問う裁判「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が、療養所の入所者たちによって熊本で起こされ、平成13年(2001年)に国の責任を認める判決が下されました。国は、ハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、それ以上裁判で争うことはしませんでした。(東京や岡山でも同じ裁判が起こされました。)国は入所者たちにおわびをし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や療養所を退所した社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援、そしてハンセン病問題の啓発活動などに取り組んでいます。

《裁判に勝っても故郷に帰れない》

裁判の後も多くの入所者たちは社会復帰することなく、今も療養所で暮らしています。その理由のひとつとして、らい予防法の廃止が遅すぎたことがあります。入所者は高齢となったことに加えて、帰るべき家がない。さらには家族に被害が及ばないよう身を隠すような長年の施設入所によって、家族との連絡が途絶えてしまったなど退所を断念せざるを得ないといったことや、退所したいという気持ちさえも奪われてしまったということがあります。

また、隔離政策が生み出したハンセン病に対する偏見や差別が、社会に根強く残るためでもあります。退所者のほとんどが病歴や入所歴を伏せて生活しており、令和元年(2019年)に判決が出た家族裁判も匿名で参加した原告が多かったとされています。それだけ、自分や家族がハンセン病回復者であることを表に出すことを許されない状況がこの社会にあるということであり、家族を守りたいという思いから退所をせずに入所を続ける人も少なくないとされています。療養所で亡くなった人の遺骨の多くも、故郷のお墓には入れず、療養所内の納骨堂に納められています。

長い間語られてこなかった家族の苦しみ

《ハンセン病患者の家族にも向けられた偏見や差別の目》

療養所の入所者たちが恐れたように、ハンセン病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向けられました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくしたり、婚約を破棄されたりする人もいました。 そのため家族は、身内に入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかなくてはなりませんでした。(裏面につづく)





患者となった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれて、癒すことのできない心の傷を負った 人もいます。隔離政策が家族を引き離し、ふくれ上がった偏見と差別が心までを分断していったの です。しかし、こうした家族の被害は、長い間公的に認められていませんでした。

《ハンセン病元患者家族に対する新たな補償に関する法律も成立》

平成28年(2016年)にハンセン病元患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こし、令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下されました。同年に作られた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の前文では、苦痛と苦難を強いら

れてきた家族への取組がなされなかったことがおわびされ、偏見と差別を 根絶する決意が示されています。それでも、自分の家族にハンセン病 元患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありませ ん。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

過ちを繰り返さない

ハンセン病や新型コロナウイルス感染症など、<u>感染症に対して必要なのは感染者に対する配慮と疾患の性質に応じた合理的な対策</u>であることの重要性を私たちは学んできました。人類が続く限り感染症との付き合いは続くと考え、感染症に対して個人や社会がどう対応するかが社会の成熟度を測る尺度の一つかも知れないとも考えられています。「うつる疾患」の根源とされる恐怖心や偏見、誹謗中傷、排除など、善意によるものであっても間違いを無くし、当事者の尊厳が守られ、意向が尊重される社会を築いていきましょう。

~巡回地域食堂「ばぁばのランチ」~

【日 時】10月15日(日) 12:00~

所】あたごふれあい人権文化センター

【参加代金】小学生以下無料 中学生・高校生 100円 大人 200円

【メニュー】鶏そぼろ丼

【場

※なくなり次第終了

上小鴨地区人植数育地連部合同识案ので案内

%期 日:11月25日(土) 9:00~

⊛行 先:鳥取県人権交流プラザ

河原コミュニティセンター

⊛内 容:「人権と福祉って? 地域食堂を知ろう」

%申込締切:||月|3日(月)

上小鴨コミュニティセンター (TEL28-0953) または、あたごふれあい人権文化センター (TEL28-5440) にご連絡ください。

衆参加費:無料(ただし、昼食は参加者負担)

~日 程~

9:00 あたごふれあい人権文化センター発

10:00 鳥取人権交流プラザ

講演「人権と福祉のまちづくり」

お待ちしてます!

講師 川口 寿弘さん

11:30 河原コミュニティセンター (おはなし)大門 康裕さん 食堂見学、食事、スタッフとの交流

13:30 河原コミュニティセンター発

14:30 あたごふれあい人権文化センター着

差別落書きは重大な人権侵害です!

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440

